**丹波篠山栗を植えてみませんか？**

ＪＡでは、地域を代表する特産物の一つである「丹波篠山栗」の活性化やブランド力の強化に向けて「丹波篠山栗」の生産振興を推進しています。

そこで、「果樹経営支援対策事業（国庫補助）」を活用して、生産販売を目的とした新規植栽に要する経費を補助します。

【主な事業内容（補助内容）】

**◎丹波栗園地の新植支援**

* 新規植栽に対して15万円／10a
* 新規植栽にあわせて小規模園地整備として園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、排水路の整備にかかる事業費の１/２以内
* 本事業で植栽した園地面積に対して22万円／10a（果樹未収益期間支援事業）

※補助金は予算の範囲内で減額となる可能性があります。

※新規植栽の品種は、地域奨励品種や今後需要が見込まれる新品種（銀寄、筑波、丹沢 等）

**◎事業を行うための主な要件**

　**１．対象者**　将来にわたり丹波篠山市内で丹波篠山栗の生産を継続、振興する意欲がある方

　**２．面積要件**　新たに５a以上の栗を植栽し、植栽後の経営面積が全体でおおむね１０a以上となること

　**３．対象地**　植栽農地が農振農用地であること

　**４．その他**　①植栽方法は、兵庫県果樹栽培指針に基づきます。

　　　　　　　　②申請に必要な書類等は申請者が準備いただくこととなります。

　　　　　　　　　※小規模園地整備事業の申請は３者以上の工事見積が必要となります。

　　　　　　　　③小規模園地整備事業の申請には収入保険制度の加入が必要です。

　**５．スケジュール**

　　　　　　　　　植栽希望申請の受付（５月）

申請地巡回審査（６月）

　　　　　　　　　申請書作成提出（７月）

　　　　　　　　　植栽工事の実施（年末から年明け）

【申込方法】　　 営農部又は最寄の金融支店に備え付けております植栽希望申込書に必要事項を記入のうえ、提出ください。

　　　　　　　 ※申込書はJA丹波ささやまホームページ内の営農情報からもダウンロードできます。

【申込期日】　　令和５年５月３１日（水）

【問合せ先】　　ＪＡ丹波ささやま営農部　営農指導課（℡079-556-2355）

令和5年度

**果樹経営支援対策事業にかかる丹波栗新規植栽希望申込書**

令和　　　年　　　月　　　日

丹波ささやま農業協同組合　行き

住　所　丹波篠山市

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　電　話

　私は、関係者（土地隣接所有者等）との事業実施に係る調整を行い下記のとおり添付書類を添えの申込みを希望いたします。

**◎栽培面積拡大（新植）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の所在 | 地番 | 登記地目 | 登記面積（㎡） | 所有者氏名 |
| 大字 | 小字 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

＊上記の表に植栽する土地の大字、小字、地番、地目、登記面積、所有者名を記入ください。

**１．補助内容**

①新植支援：新規植栽に対して15万円／10a

　小規模園地整備：事業実施にかかる経費の１/２以内

**２．事業を行うための主な要件等**

①事業を行える対象者は、丹波篠山市果樹産地計画書に挙げられた担い手かつ、将来にわたり丹波篠山市内で丹波篠山栗の生産を継続、振興する意欲がある方

②**新たに５a以上の栗を植栽し、植栽後の経営面積がおおむね１０a以上になること**

③**新規植栽を行う対象地が農振農用地であること**

④植栽品種は地域奨励品種とする（銀寄、筑波、丹沢等）。

⑤**事業完了後８年間は適切な管理を行い植栽本数の保全をはかること。**

⑥植栽方法は、兵庫県果樹栽培指針に基づきます。

⑦申請に必要な書類等は申請者が準備いただくこととなります。

　※小規模園地整備事業の申請にあたっては３者以上の工事見積りが必要です。

⑧小規模園地整備の実施にあたっては収入保険制度への加入が必須です。

**３．添付書類**　　付近見取図

**申込期日：令和５年５月３１日（水）**

**栗植栽申請圃場見取り図**